

名城法学

第72巻 第4号

論 説

- 犯罪被害者給付金制度と同性パートナー
..... 河 北 洋 介 1
- 既存アスベストの対策に関する法制度の現在
..... 北 見 宏 介 41
- 「公訴事実の同一性」に関する一考察
—— いわゆる「非両立」概念を切り口として ——
..... 滝 谷 英 幸 73
- アメリカ連邦議会における財政調整「制度」の転用の「過程」
—— ブッシュ（子）・オバマ・トランプ政権の
重要立法の比較事例研究（二） ——
..... 松 本 俊 太 131

法学会記事

名城大学法学会規約

名城大学法学会

2023

法学会記事

◇ 公法研究会（修士論文報告会）

会 場 10号館2階第一大会議室

日 時 2023年1月25日（水）13時00分より

報告者 竹山 慶氏（名城大学大学院法学研究科修士課程）

報告題目 「相続税法9条に規定するみなし贈与の適用範囲について」

報告者 後藤 弥生氏（名城大学大学院法学研究科修士課程）

報告題目 「破産会社の過年度所得が後発的事由により過大になった場合の法人税法上の取扱いと公正処理基準との関係」

報告者 川越 侑稀氏（名城大学大学院法学研究科修士課程）

報告題目 「法人税法132条及び132条の2における不当性要件の比較」

報告者 小出 典良氏（名城大学大学院法学研究科修士課程）

報告題目 「多様化する馬券の購入態様と払戻金の所得区分」

報告者 高瀬 文太氏（名城大学大学院法学研究科修士課程）

報告題目 「事前確定届出給与における損金不算入の範囲」

◇名城大学法学会規約

(名称)

第1条 本会は、名城大学法学会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、名城大学法学部事務室に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員の法学研究の向上をはかり、もってわが国法学研究の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、その目的を達するために下記の事業を行う。

- 紀要「名城法学」・研究選書等の刊行
- 定例研究会の開催
- 学術講演会の開催
- 会員の研究の充実及び勉学の向上に必要な事業
- その他必要な事業

(会員)

第5条

- ① 本会は、普通会员、賛助会員により組織される。
- ② 本学法学部専任教員（法律学・政治学・経済学担当）及び本学法学部・法学研究科学生を普通会员とする。
- ③ 普通会员は、別表の定めるところにより、会費を納めるものとする。
- ④ 次に掲げる者で別表の定める会費を納めた者を賛助会員とする。
 1. 本学法学部特任・契約教員（法律学・政治学担当）
 2. 本学法学部卒業生・法学研究科修了生
 3. 本会の趣旨に賛同し、理事会の承認を経た者

(役員)

第6条 本会は、次の役員を置く。

- 会 長 1人
- 理 事 若干人

法学会規約

監 事 若干人

(役員を選任及び任期)

第7条

- ① 会長は、法学部長をもって充てる。
- ② 役員は、評議員の中から会長が指名し、評議員会の承認を得る。
- ③ 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第8条

- ① 会長は、会務を統括し、会議の議長となり本会を代表する。
- ② 会長及び理事ならびに監事は理事会を組織する。
- ③ 理事には、編集、会計及び庶務の担当を設ける。
- ④ 監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。

(評議員会)

第9条

- ① 評議員会は、毎年1回以上開く。
- ② 評議員は、教員の普通会員をもって充て、評議員会を組織し、本会の最高意思を決する。

(議決)

第10条 評議員会は、評議員の過半数の出席をもって成立し、その議事は出席評議員の過半数をもって決する。

(議事)

第11条 評議員会は、次の事項を議決する。

- 予算、決算に関する事項
- 事業計画に関する事項
- 規約改正に関する事項
- その他、理事会が必要と認める事項

(事務処理)

第12条 本会の事務は、法学部事務室で行う。

(規約の改正)

第13条 本規約を改正するには、評議員会において出席評議員の3分の2

以上の賛成を得なければならない。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(内規)

第15条 この規約の施行に関し必要な事項は、内規でこれを定める。

別 表(第6条関係)

会員の種類	入会金	会費(年額)
普通会員(教員)	5,000円	10,000円
普通会員(学生)	5,000円	7,000円
賛助会員	5,000円	10,000円

附 則

この規約は昭和25年6月25日から施行する。

附 則

この規約は平成2年4月26日から施行する。

附 則

- ① この規約は平成11年3月11日から施行する。
- ② 教員の年会費は平成11年度より学生会員の入会金及び年会費は平成12年度から実施する。

附 則

この規約は平成15年4月24日から施行する。

附 則

この規約は平成23年11月10日から施行する。

附 則

この規約は令和4年5月26日から施行する。

附 則

この規約は令和5年4月1日から施行する。

法学会規約

附 則

令和4年改正前5条2号の定めにより名誉会員となった者の資格に関しては、なお従前の通りとする。

執筆者 (掲載順)

河北洋介 名城大学法学部教授

北見宏介 名城大学法学部教授

滝谷英幸 名城大学法学部准教授

松本俊太 名城大学法学部教授

名城法学 第72巻 第4号

令和5年3月1日印刷

令和5年3月13日発行

〒468-8502

名古屋市天白区塩釜口一丁目501番地

編集兼 名城大学法学会
発行者 代表者 伊川正樹

〒466-0025

名古屋市昭和区下槌町2-22

印刷所 株式会社一誠社

MEIJO HOGAKU

MEIJO LAW REVIEW

Vol. 72 No. 4 2023

Articles

- Same-sex Partner and the System Relating to the Payment of
Benefits for Crime Victims
..... Yosuke KAWAKITA 1
- The Current Issues of the Regulation for Existing Asbestos
..... Kosuke KITAMI 41
- Study on "the Identity of the Charged Facts":
Focusing on So-called "Incompatibility"
..... Hideyuki TAKIYA 73
- A Use of Budget Reconciliation to an Important Legislation:
Comparative Case Studies of George W. Bush, Obama,
and Trump Administration. (Part 2 of 2)
..... Shunta MATSUMOTO 131

Report of the Association

Published Quarterly by
The Meijo University
Law Association